

台風第19号により発生した災害ごみの処理について

台風第19号に伴い、床上浸水等の被害を受けた家屋の災害ごみ（片付けごみ）については、各地域を所管する生活環境事業所が順次収集を行うとともに、お急ぎの場合は各生活環境事業所への持ち込み等をお願いしております。また、早期の処理に向けて民間団体及び横浜市に下記のとおり支援いただくことになりましたので、お知らせします。

1 市民のみなさまへ

引き続き、生活環境事業所による無料の災害ごみ収集（台風第19号により発生した災害ごみに限る）を随時、行っています。早期復旧に向けて集中的に取り組むため、災害ごみが特に多く出されている地域を中心に20日（日）も臨時で収集を行います。

- 災害ごみ収集を行う際は、極力、周辺の方々にお声かけをしていますが、誤って収集されないよう、災害ごみには「ごみ」と貼り紙等で表示いただき、災害ごみでないものと区別ができるようにしていただくよう御協力をお願いします。
- 生活環境事業所へのお持ち込みも引き続き受け付けておりますので、お電話にてお申し込みください。

【申し込み先】

地域	所管事業所	電話番号
川崎区	川崎生活環境事業所	044-266-5747
幸区・中原区	中原生活環境事業所	044-411-9220
高津区・宮前区	宮前生活環境事業所	044-866-9131
多摩区・麻生区	多摩生活環境事業所	044-933-4111

【受付時間】月曜日から土曜日までの午前8時から午後4時45分まで

- 災害ごみ収集に関するお知らせは市ホームページにも掲載しています。

<http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000054174.html>

2 民間団体による支援について

(1) 支援いただく民間団体（順不同）

川崎建設業協会、川崎市一般廃棄物処理業連絡協議会、神奈川県産業資源循環協会

(2) 支援開始日

10月18日（金）以降順次 ※各団体と調整中

(3) 支援内容

災害ごみの撤去、収集運搬、処理等

3 横浜市による支援について

(1) 支援開始日

10月19日(土)から10月26日(土)まで(予定)

(2) 支援内容

ごみ収集車18車による災害ごみの収集運搬及び同市処理施設における処理

4 災害ごみの仮置き場等について

市や上記民間団体等により収集された災害ごみは、下記の仮置き場に持ち込み、随時、市処理センター及び民間の処理施設に搬出します(※市民の方による持ち込みはできません)。

- 橘処理センター(中継基地) 約200㎡
- 等々力緑地催し物広場(中原区等々力1-1) 約4,000㎡

※ 災害ごみの仕分け等に重機を使用しますが、仮置き場には囲い(フェンス等)の設置を行うなど、適切な安全管理に努めます。

<報道機関お問い合わせ先>
川崎市環境局総務部庶務課 菅谷
電話：044-200-2375